

条件付一般競争入札（郵便入札）の実施について（公告）

生駒市水道事業が発注する下記の件名については、条件付一般競争入札に付する業務としたので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月15日

生駒市水道事業代表者

生駒市長 小紫 雅史

記

入札公告生水第33号

第1 入札に付する事項

- (1) 件名 水道メーターバーター購入（電子式φ100mm用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター）
- (2) 購入物品 電子式φ100mm用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター（カウンタ付き、コード延長15m、フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組）（別紙仕様書のとおり）
- (3) 納品場所 真弓浄水場（所在地：生駒市真弓2-13-1）
- (4) 契約期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (5) 業種 R（物品製造）エ（上水道用メーター類）
- (6) 概要 別紙仕様書のとおり
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし
- (9) 入札保証金 免除

第2 入札に参加するために必要な資格

生駒市に令和6年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品・委託業務）を提出している者で、公告日現在から入札（開札）日まで生駒市物品・委託業務入札等心得書に示す入札参加資格を満たすとともに、生駒市から指名停止を受けていないことのほか次に示す条件をすべて満たすものとします。

・本市の令和6年度物品・委託業務の一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿で、取引希望品目分類表のR（物品製造）エ（上水道用メーター類）に登録のある者

※同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札をすることができません。（重複して入札があった場合は、双方無効とします。）

第3 仕様書等の閲覧

閲覧日時 令和6年4月15日（月）～ 開札日の翌日（本市の休日は除く。）

午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 上下水道部総務課企画総務係（水道事業事務所2階）

- (1) 仕様書等の貸出しはしません。
- (2) 仕様書等は生駒市水道事業ホームページで閲覧、ダウンロードできます。

第4 質問、回答に関する事項

質問方法 (1) 「質問書」により、上下水道部総務課企画総務係までファックスで提出してください。

(2) 「質問書」は上下水道部総務課企画総務係で入手するか、生駒市水道事業ホームページからダウンロードしてください。

質問期限 令和6年4月18日（木） 正午まで

回答方法 上下水道部総務課企画総務係及び生駒市水道事業ホームページで公表します。

回答日時 令和6年4月22日（月） 午後1時から

第5 入札書の郵送方法

入札者は、入札書を入札（開札）日の前日までに到着するように、必要事項を記載した封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便いずれかの方法により、生駒郵便局へ局留扱いで郵送してください。郵送にかかる費用は入札者の負担とします。

※特定記録郵便での郵送は、無効となります。

※ 封筒は定型封筒の長形3号（120mm×235mm）とし、封筒の色指定はありません。

※ 指定した封筒・郵送方法以外の提出や必要な書類が添付されていない入札書は無効となります。

（その他無効となる入札書に関することは、「生駒市水道事業物品・委託業務郵便入札要領」及び「生駒市物品・委託業務入札等心得書」をご覧ください。）

入札書の生駒郵便局への到達期限 令和6年4月29日（月）

なお、局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間となっておりますので、下記入札（開札）日の10日前に到達することがないようご注意ください。

入札担当職員は入札（開札）日に生駒郵便局に封筒を受領しに行くため、入札（開札）日の10日前に生駒郵便局に到達し、差出人に返送された場合は、入札に参加することができません。

第6 開札の日時、場所、傍聴及び落札者の決定

開札日時 令和6年4月30日（火） 午後2時30分

開札場所 水道事業事務所2階会議室（生駒市真弓2丁目13番1号）

※同日同時刻の開札となった案件に対し入札公告番号順に順次開札を行います。

- (1) 傍聴及び落札者の決定は「生駒市水道事業物品・委託業務郵便入札要領」に従います。
- (2) 傍聴を希望する方は、開札日当日の午前9時から開札開始の30分前までに上下水道部総務課企画総務係

まで申し込んでください。

- (3) 入札者（代表者）が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼する場合があります。
- (4) 落札者には、原則として開札当日に電話で通知します。

第7 その他

1 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（水道事業を含む市等との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、市等が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市等に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 この公告に定めのない事項は、「生駒市水道事業物品・委託業務郵便入札要領」及び「生駒市物品・委託業務入札等心得書」に従います。

* 「生駒市物品・委託業務入札等心得書」第1条の「生駒市」とあるのは「生駒市水道事業」、「生駒市契約規則」とあるのは「生駒市契約規則」の規定を準用する「生駒市水道事業契約に関する規程」に読み替えるものとします。

契 約 主 要 事 項 説 明 書

該当事項は■

件 名	水道メーターパーター購入（電子式φ100mm用各社型壺型ウォルトマンデジタルメーター）
契約担当	生駒市上下水道部総務課経営係
入札業務担当	生駒市上下水道部総務課企画総務係
契約期間	<input type="checkbox"/> 日間と見込んでいますが、具体的な期日については落札者との協議により設定いたします。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約日から 令和7年3月31日 までとします。
入札保証金	免除とします
契約保証金	<input type="checkbox"/> (1) 生駒市水道事業契約に関する規程において準用する生駒市契約規則（以下「生駒市契約規則」という。）の規定により免除とします。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 生駒市契約規則の規定により過去2ヶ年間に本市又は他の官公庁と同種同規模の工事（業務）の契約履行実績の提示がある場合、又はその他契約保証金免除措置に該当した場合においては、契約保証金を免除としますが、その他の業者の方は、契約金額の10%の契約保証金の納付又はそれに代わる担保の提供を求めます。 <input type="checkbox"/> (3) 生駒市契約規則の規定により次の①から④までに掲げる契約保証のうち、いずれか一つを選択することとします。 ①契約保証金を現金で納めること。 ②履行保証保険契約による契約保証を付すこと。
前払い金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。）
部分払い金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。）
契約書の金文字製本	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 落札者の負担にて 部作成願います。
質問回答	提出方法（提出課：入札業務担当課） ※直接持参や指定する方法以外による提出は認めません。 <input checked="" type="checkbox"/> F A X 番号 0743-79-0596 <input type="checkbox"/> 電子メール 提出期限 令和6年4月18日（木） 正午まで 回答方法 生駒市上下水道部総務課企画総務係及び生駒市水道事業ホームページで公表します。 回答日時 令和6年4月22日（月）午後1時から
※質問書はFAXの場合、所定の書式を送信してください。	
その他	

入 札 書

件名 水道メーターバーター購入（電子式φ100mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター）

水道メーター種別		単価(消費税等を除く)						
		十万	万	千	百	十	壱	
電子式φ100mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター (カウンタ付き、コード延長15m、フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組)	1個当たり							円

生駒市水道事業契約に関する規程、生駒市水道事業物品・委託業務郵便入札要領、生駒市物品・委託業務入札等心得書、仕様書・設計書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

生駒市水道事業代表者

生駒市長 小紫 雅史 様

令和6年4月30日

入 札 者
商 号 又 は 名 称
代 表 者 又 は 受 任 者 役 職 氏 名

※ 受任者を置いている場合は受任先名称及び受任者役職氏名を記載すること。

※ 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者（氏名） _____ （連絡先） _____

担 当 者（氏名） _____ （連絡先） _____

(生駒市水道事業使用欄)

確認者	(氏名)	確認日
登録申請書の確認	<input type="checkbox"/> 入札書(入札者名)	月 日
開札後の在籍確認	<input type="checkbox"/> 本件責任者又は担当者	月 日

◇封筒記載必要事項

※切り取ってご利用いただくことも可能です。 封筒からはがれないように貼りつけてください。

注1) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンでは、記入しないでください。

注2) 指定封筒のサイズは定形封筒「長形3号」です。

注3) 郵送先は「生駒郵便局留」とし、一般書留封筒、又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。(その他の郵送方法や直接持参された入札書は無効となりますのでご注意ください。)

◇送付するもの

入札書 水道メーターバーター購入 (電子式φ100mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター)

【表面】

生駒郵便局留
生駒市上下水道部 総務課 企画総務係 行
入 札 書 在 中

【裏面】

契 約 件 名	水道メーターバーター購入 (電子式φ100mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター)	
開 札 日	令和6年4月30日 午後2時30分	
入札者	事業所名	
	所在地	